

金融検査マニュアル 新旧対照表

改定前	改定後
<p>信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 個別の問題点</p> <p>①～⑥ (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 個別の問題点</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦【ABCプログラム等のリスク管理】 <u>ABCプログラム等のスポンサー業務等においては、契約に関わらず、レピュテーションリスク等により流動性補完等を求められる可能性があることも踏まえ、適切な管理を行っているか。</u></p> <p>⑧【デリバティブ取引等のリスク管理】 <u>デリバティブ取引等においては、主なカウンターパーティの信用リスクについて、以下の点も含め、適切な管理を行っているか。</u> (i) <u>カウンターパーティ別及びカウンターパーティの類型別のエクスポージャーの管理</u> (ii) <u>デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握</u> (iii) <u>担保その他の信用補完措置の有効性の確認</u> (iv) <u>市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施</u></p> <p>⑨【中央清算機関との間の取引に係るリスク管理】 <u>国際統一基準適用金融機関にあっては、清算集中されたデリバティブ取引等に係る中央清算機関との間の取引に係るリスクについて、以下のものも含め、適切な管理を行っているか。</u></p>

改定前	改定後
<p>⑦【信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目】 (略)</p> <p>⑧【自己資本比率規制における信用リスク管理態勢】 (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 内部格付手法採用行 イ. (略)</p> <p>ロ. 信用リスク・アセット額の算出 リスク・アセット区分に応じて適切に信用リスク・アセット額を算出しているか。</p> <p>(略)</p>	<p>(i) 中央清算機関との取引固有のリスク</p> <p>(ii) 適格中央清算機関又は当該適格中央清算機関が設置された国における中央清算機関への規制・監督の枠組みに重大な欠陥がある場合に生じるリスク</p> <p>(iii) 適格中央清算機関以外の中央清算機関について、当該中央清算機関の求めに応じて支払わなければならない未拠出の清算基金について、その全額が当該中央清算機関の損失補填に充てられるリスク</p> <p>⑩【信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目】 (略)</p> <p>⑪【自己資本比率規制における信用リスク管理態勢】 (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 内部格付手法採用行 イ. (略)</p> <p>ロ. 信用リスク・アセット額の算出 リスク・アセット区分に応じて適切に信用リスク・アセット額が算出されているか。</p> <p>(略)</p>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">標準的手法の検証項目リスト</p> <p>(略)</p> <p>(注) 検証項目についての説明</p> <p>特にことわりのない限り、検証項目は標準的手法採用行に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。</p> <p>なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 国内基準行¹については、当分の間、平成24年3月30日付けの改正にかかわらず、改正前の告示の規定を適用する。</p> <p>脚注1 標準的手法の検証項目リストは、便宜上、告示の内容を整理し、作成したものであり、「国際統一基準行」及び「国内基準行」については、金融機関の種類に応じて適宜読み替えるものとする。</p> <p>(注) 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>I. (略)</p> <p>II. リスク・ウェイトの適用</p> <p>1. エクスポートジャー区分</p>	<p style="text-align: center;">標準的手法の検証項目リスト</p> <p>(略)</p> <p>(注) 検証項目についての説明</p> <p>特にことわりのない限り、検証項目は標準的手法採用行に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。</p> <p>なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 国内基準行¹については、当分の間、平成24年3月30日付け及び平成24年12月7日付けの改正にかかわらず、改正前の告示の規定を適用する。</p> <p>脚注1 標準的手法の検証項目リストは、便宜上、告示の内容を整理し、作成したものであり、「国際統一基準行」及び「国内基準行」については、金融機関の種類に応じて適宜読み替えるものとする。</p> <p>(注) 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>I. (略)</p> <p>II. リスク・ウェイトの適用</p> <p>1. エクスポートジャー区分</p>

改定前	改定後
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び株式会社企業再生支援機構</u>により保証されたエクスポージャーについて、適切に区分されているか。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>Ⅲ. 信用リスク削減手法の利用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 適格金融資産担保付取引に係る検証</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は以下のものとなっているか。</p> <p>①～③</p> <p>④ 適格格付機関が格付を付与している債券であって、以下のいずれかに該当するもの。ただし、③に該当するものを除く。</p> <p>イ. 中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－4以上であるもの</p> <p>ロ. イ. の債券以外の債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が2－2又は4－3以上であるもの</p> <p>ハ. 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が5－3以上</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>信用保証協会等、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構</u>により保証されたエクスポージャーについて、適切に区分されているか。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>Ⅲ. 信用リスク削減手法の利用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 適格金融資産担保付取引に係る検証</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は以下のものとなっているか。</p> <p>①～③</p> <p>④ 適格格付機関が格付を付与している債券であって、以下のいずれかに該当するもの。ただし、③に該当するものを除く。</p> <p>イ. 中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－4以上であるもの</p> <p>ロ. イ. の債券以外の債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が、<u>国際統一基準行にあつては2－2、4－3又は6－3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）</u>以上であるもの、<u>国内基準行にあつては2－2又は4－3以上であるもの</u></p> <p>ハ. 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が、<u>国際統一</u></p>

改定前	改定後
<p>である短期の債券</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(5) 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、上記(4)に該当するもの及び以下のものとなっているか。ただし、レポ形式の取引であって、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものについては、適格金融資産担保の範囲を限定しない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>3. 包括的手法 (1)～(4)</p> <p>(5) 法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネットティング契約の効果を勘案する場合、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を以下の算式により算出しているか。 (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4. ～8. (略)</p> <p>9. ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ (1) (略)</p> <p>(2) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格</p>	<p><u>基準行にあっては5-3又は7-3(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)</u>以上である短期の債券、<u>国内基準行にあっては5-3以上である短期の債券</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(5) 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、上記(4)に該当するもの及び以下のものとなっているか。ただし、レポ形式の取引であって、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象となっているもの<u>(国際統一基準行にあっては、再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)</u>については、適格金融資産担保の範囲を限定しない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>3. 包括的手法 (1)～(4)</p> <p>(5) 法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネットティング契約の効果を勘案する場合、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額が以下の算式により算出されているか。 (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4. ～8. (略)</p> <p>9. ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ (1) (略)</p> <p>(2) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格</p>

改定前	改定後
<p>付を付与しているときは、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて証券化エクスポージャーに係る規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しているか。</p> <p>また、この場合、適格格付機関が格付を付与していないときは、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを1,250%（海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、2,500%とする。）を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しているか。</p> <p>10. (略)</p> <p>IV. 証券化エクスポージャー</p> <p>1. 共通の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、以下の条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しているか。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>2. 標準的手法の取扱い</p> <p>(1) 証券化エクスポージャーについて、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、適切なリスク・ウェイトを乗じて信用リスク・アセットの額を算出しているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証券化取引における格付の利用に関して以下に掲げる基準を満たしているか。</p>	<p>付を付与しているときは、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて証券化エクスポージャーに係る規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しているか。</p> <p>また、この場合、適格格付機関が格付を付与していないときは、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを1,250%（海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、2,500%とする。）を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額が算出されているか。</p> <p>10. (略)</p> <p>IV. 証券化エクスポージャー</p> <p>1. 共通の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、以下の条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額が算出されているか。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>2. 標準的手法の取扱い</p> <p>(1) 証券化エクスポージャーについて、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、適切なリスク・ウェイトを乗じて信用リスク・アセットの額が算出されているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証券化取引における格付の利用に関して以下に掲げる基準を満たしているか。</p>

改定前	改定後
<p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 銀行が、告示<u>第一条第二号</u>のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>V. CVAリスク</p> <p>(1) 国際統一基準行にあっては、標準的リスク測定方式を用いて、<u>清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しているか。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	<p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 銀行が、告示<u>第1条第2号</u>のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>V. CVAリスク</p> <p>(1) 国際統一基準行にあっては、標準的リスク測定方式を用いて、<u>以下に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。</u></p> <p>① <u>中央清算機関</u></p> <p>② <u>銀行が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、以下に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者</u></p> <p><u>イ. 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、以下に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。</u></p> <p><u>(i) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合</u></p> <p><u>(ii) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合</u></p> <p><u>ロ. 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。</u></p>

改定前	改定後
<p><u>(新設)</u></p> <p>(2) <u>国際統一基準行</u>にあつては、前項の規定にかかわらず、債券等に係る個別リスクの算出に内部モデル方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けており、かつ、与信相当額の算出に期待エクスポージャー方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けている<u>場合には</u>、先進的リスク測定方式を用いて、<u>清算機関等</u>以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>③ <u>資金清算機関等</u></p> <p>(2) 債券等に係る個別リスクの算出に内部モデル方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けており、かつ、与信相当額の算出に期待エクスポージャー方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けている<u>国際統一基準行</u>にあつては、<u>上記(1)にかかわらず</u>、先進的リスク測定方式を用いて、<u>以下に掲げる者以外の者</u>を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。</p> <p>① <u>中央清算機関</u></p> <p>② <u>銀行が中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、上記(1)②に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者</u></p> <p>③ <u>資金清算機関等</u></p> <p><u>VI. 中央清算機関関連エクスポージャー</u></p> <p><u>国際統一基準行</u>にあつては、以下に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、告示第8章の3の規定により適切に算出されているか。</p> <p>① <u>中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー</u></p> <p>② <u>中央清算機関に係る清算基金</u></p> <p>③ <u>直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー</u></p>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">内部格付手法の検証項目リスト</p> <p>(略)</p> <p>(注) 検証項目についての説明</p> <p>特にことわりのない限り、検証項目は内部格付手法採用行（基礎的内部格付手法採用行及び先進的内部格付手法採用行）に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。</p> <p>なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 国内基準行¹については、当分の間、平成24年3月30日付けの改正にかかわらず、改正前の告示の規定を適用する。</p> <p>脚注1 標準的手法の検証項目リストは、便宜上、告示の内容を整理し、作成したものであり、「国際統一基準行」及び「国内基準行」については、金融機関の種類に応じて適宜読み替えるものとする。</p> <p>(注) 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 内部格付手法の利用</p>	<p style="text-align: center;">内部格付手法の検証項目リスト</p> <p>(略)</p> <p>(注) 検証項目についての説明</p> <p>特にことわりのない限り、検証項目は内部格付手法採用行（基礎的内部格付手法採用行及び先進的内部格付手法採用行）に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。</p> <p>なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 国内基準行¹については、当分の間、平成24年3月30日付け及び平成24年12月7日付けの改正にかかわらず、改正前の告示の規定を適用する。</p> <p>脚注1 標準的手法の検証項目リストは、便宜上、告示の内容を整理し、作成したものであり、「国際統一基準行」及び「国内基準行」については、金融機関の種類に応じて適宜読み替えるものとする。</p> <p>(注) 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 内部格付手法の利用</p>

改定前	改定後
<p>1. (略)</p> <p>2. 適用除外先の適切性に係る検証</p> <p>(1) 内部格付手法の適用除外先としている事業単位又は資産区分について、以下の定量基準の充足状況を定期的に確認しているか。</p> <p>① 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額（国際統一基準行¹にあつては、内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額からCVAリスク相当額を控除した額）に占める割合が10%を超えていないこと。</p> <p>② 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額（国際統一基準行にあつては、内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額からCVAリスク相当額を控除した額）に占める割合が2%を超えていないこと。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットがその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が2%を超えていない場合をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ. 信用リスク・アセット額の算出</p> <p>1. (略)</p> <p>2. リテール向けエクスポージャー</p> <p>(1)~(4)</p> <p>(5) 適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のう</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 適用除外先の適切性に係る検証</p> <p>(1) 内部格付手法の適用除外先としている事業単位又は資産区分について、以下の定量基準の充足状況を定期的に確認しているか。</p> <p>① 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額（国際統一基準行¹にあつては、内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額からCVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を控除した額）に占める割合が10%を超えていないこと。</p> <p>② 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額（国際統一基準行にあつては、内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額からCVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を控除した額）に占める割合が2%を超えていないこと。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットがその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が2%を超えていない場合をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ. 信用リスク・アセット額の算出</p> <p>1. (略)</p> <p>2. リテール向けエクスポージャー</p> <p>(1)~(4)</p> <p>(5) 適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のう</p>

改定前	改定後
<p>ち、実行済の信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮して EAD <u>を推計し</u>、当該 EAD を用いて信用リスク・アセットの額を算出しているか。</p> <p>なお、ここで推計されるオフ・バランス資産項目に係る EAD は、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体の EAD に、当該証券化取引において保有する部分の原資産総額に占める割合を乗じた値とする。</p> <p>3. 株式等エクスポージャー (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 内部モデル手法を用いて信用リスク・アセットの額を算出する場合、長期の標本期間にわたって算出された、四半期の収益率と適切なリスクフリー・レートとの差につき、片側 99%の信頼区間を前提とし、内部のバリュエーション・アット・リスク・モデルを用いて算出しているか。</p> <p>個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、上場株式については株式等エクスポージャーの額に 200%を乗じた額を、非上場株式については株式等エクスポージャーの額に 300%を乗じた額を下回っていないか。</p> <p>(5) PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出しているか。</p> <p>また、この場合、LGD を 90%、マチュリティを 5 年として算出しているか。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>4. 信用リスク・アセットのみなし計算 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができ</p>	<p>ち、実行済の信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮して EAD <u>が推計され</u>、当該 EAD を用いて信用リスク・アセットの額が算出されているか。</p> <p>なお、ここで推計されるオフ・バランス資産項目に係る EAD は、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体の EAD に、当該証券化取引において保有する部分の原資産総額に占める割合を乗じた値とする。</p> <p>3. 株式等エクスポージャー (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 内部モデル手法を用いて信用リスク・アセットの額を算出する場合、長期の標本期間にわたって算出された、四半期の収益率と適切なリスクフリー・レートとの差につき、片側 99%の信頼区間を前提とし、内部のバリュエーション・アット・リスク・モデルを用いて算出されているか。</p> <p>個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、上場株式については株式等エクスポージャーの額に 200%を乗じた額を、非上場株式については株式等エクスポージャーの額に 300%を乗じた額を下回っていないか。</p> <p>(5) PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額が算出されているか。</p> <p>また、この場合、LGD を 90%、マチュリティを 5 年として算出されているか。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>4. 信用リスク・アセットのみなし計算 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができ</p>

改定前	改定後
<p>ず、かつ、(2)及び(3)の方式によることができない場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、リスク・ウェイトを決定するための基準を設けた上、適切に信用リスク・アセットの額を算出しているか。</p> <p>また、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が 400%を下回る蓋然性が高いと判断する基準について適切に規定されているか。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. リース取引</p> <p>(1) リース料に係る信用リスク・アセットの額は、リース料からレッサーがリース期間の開始日に利息相当額として合理的に見積もった額を控除した額を EAD、リース期間をマチュリティ (M) とし、レッシーに対応する PD、LGD 及び売上高 (卸売業その他の事業法人の事業規模を判断するに当たって売上高を用いることが適切でない場合は総資産。) (S) を用いて算出しているか。ただし、マチュリティ (M) については、リース期間に代えて、リース料から利息相当額を控除した額の実効マチュリティに基づいて計算を行うことを妨げない。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>IV. ～IX. (略)</p> <p>X. 証券化エクスポージャー</p> <p>1. 共通の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、以下の条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出している</p>	<p>ず、かつ、(2)及び(3)の方式によることができない場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、リスク・ウェイトを決定するための基準を設けた上、適切に信用リスク・アセットの額が算出されているか。</p> <p>また、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が 400%を下回る蓋然性が高いと判断する基準について適切に規定されているか。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. リース取引</p> <p>(1) リース料に係る信用リスク・アセットの額は、リース料からレッサーがリース期間の開始日に利息相当額として合理的に見積もった額を控除した額を EAD、リース期間をマチュリティ (M) とし、レッシーに対応する PD、LGD 及び売上高 (卸売業その他の事業法人の事業規模を判断するに当たって売上高を用いることが適切でない場合は総資産。) (S) を用いて算出されているか。ただし、マチュリティ (M) については、リース期間に代えて、リース料から利息相当額を控除した額の実効マチュリティに基づいて計算を行うことを妨げない。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>IV. ～IX. (略)</p> <p>X. 証券化エクスポージャー</p> <p>1. 共通の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、以下の条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額が算出されてい</p>

改定前	改定後
<p>か。 ①～⑦ (略)</p> <p>2. 内部格付手法の取扱い (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 格付又は推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算出しているか。 なお、証券化エクスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。また、ABCPプログラム（ABCPの満期が1年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>XI. CVAリスク</p> <p>(1) 国際統一基準行にあつては、標準的リスク測定方式を用いて、<u>清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しているか。</u></p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	<p>るか。 ①～⑦ (略)</p> <p>2. 内部格付手法の取扱い (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 格付又は推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額が算出されているか。 なお、証券化エクスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。また、ABCPプログラム（ABCPの満期が1年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>XI. CVAリスク</p> <p>(1) 国際統一基準行にあつては、標準的リスク測定方式を用いて、<u>以下に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。</u></p> <p>① <u>中央清算機関</u> ② <u>銀行が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、以下に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者</u> <u>イ. 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、以下に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。</u> <u>(i) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合</u> <u>(ii) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合</u></p>

改定前	改定後
<p>(新設)</p> <p>(2) <u>国際統一基準行</u>にあつては、<u>前項の規定にかかわらず</u>、債券等に係る個別リスクの算出に内部モデル方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けており、かつ、与信相当額の算出に期待エクスポージャー方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けている場合には、<u>先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>ロ. 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。</u></p> <p>③ <u>資金清算機関等</u></p> <p>(2) 債券等に係る個別リスクの算出に内部モデル方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けており、かつ、与信相当額の算出に期待エクスポージャー方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けている<u>国際統一基準行</u>にあつては、<u>上記(1)にかかわらず</u>、<u>先進的リスク測定方式を用いて、以下に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。</u></p> <p>① <u>中央清算機関</u></p> <p>② <u>銀行が中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、上記(1)②の要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者</u></p> <p>③ <u>資金清算機関等</u></p> <p><u>XII. 中央清算機関関連エクスポージャー</u></p> <p><u>国際統一基準行</u>にあつては、<u>以下に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、告示第8章の3の規定に従つて適切に算出されているか。</u></p> <p>① <u>中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー</u></p> <p>② <u>中央清算機関に係る清算基金</u></p> <p>③ <u>直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー</u></p>